

中小規模事業場労働安全衛生評価基準(必須項目)とその解説

(GSC 中小評価事業評価項目 (必須項目) とその解説)

1 経営トップによる安全衛生方針の表明

- (1) 経営トップが、従業員に対し、安全衛生方針（経営トップ自らの安全衛生の基本的な考え方をいう。以下同じ。）を署名入り文書で作成していること。

安全衛生方針は、文書で表明していることが必要です。なお、名称は、安全衛生方針に限るものではありません。

安全衛生方針は、トップの安全衛生に対する基本的な考え方を示すもので、事業場としての安全衛生に関する姿勢を社内外に公表するという性格を持っています。

- (2) 安全衛生方針に、次の事項が含まれていること。

ア 労働災害の発生防止をするという決意

表現は問いませんが、労働災害の発生を防止する旨の考えが記述されていることが必要です。例えば、「労働災害を防止する」、「労働災害ゼロ」、「リスクを低減する」等です。

イ リスクアセスメント、危険予知活動、5S（2S、3S、4Sも可。以下同じ。）活動をはじめとする安全衛生活動を進めること。

表現は問いませんが、基準に示したような安全衛生活動を実施する旨の考え方が記述されていることが必要です。なお、基準に示した以外の活動としては、「ヒヤリハット活動」、「職場巡視（安全パトロール）」、「安全衛生改善提案活動」等があります。

ウ 経営トップ以下従業員参加で安全衛生活動を実施すること。

表現は問いませんが、従業員とともに安全衛生活動を実施する旨の考え方が記述されていることが必要です。例えば、「従業員と一緒に安全衛生活動を実施する」、「従業員の意見を取り入れて安全衛生活動を実施する」等です。

- (3) 安全衛生方針は、配布、掲示、電子メール等の方法により従業員に周知されていること。

周知の方法は問いませんが、従業員（派遣社員、パート、アルバイトを含む。）に周知していることが必要です。

2 安全衛生管理体制の整備

- (1) 労働安全衛生法の規定に基づく法定の管理者等（例：安全管理者、衛生管理者、産業医など）を選任していること。

労働安全衛生法の規定に基づく法定の管理者等（例：安全管理者、衛生管理者、産業医など）を選任されていることが所轄の労働基準監督署への報告等、記録や資料で確認できることが必要です。

- (2) 安全衛生（衛生）委員会が設置され、毎月開催されていること。

従業員が50人以上の場合は、安全衛生（衛生）委員会が設置されていること、50人未満の場合でも、従業員の意見を聴く場を設けていることが必要です。なお、開催状況は議事録で確認します。

3 労働安全衛生法の遵守

労働安全衛生法令に基づき実施すべき事項が実施されていること。

当該事業場において労働安全衛生法令に基づき実施すべき事項が実施されていることが必要です。特に「作業主任者の選任」、「安全衛生教育（特別教育等の法定教育）」、「作業環境測定」、「健康診断」、「定期自主検査」に関する事項は、労働災害の防止のための具体的事項として重要です。

4 リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等

- (1) 厚生労働省指針に基づきリスクアセスメントを実施していること。

実施しているリスクアセスメントの方法（リスクの見積り方法）が、「ケガの重大性」と「ケガの発生する可能性」の少なくとも2つの要素の組み合わせで行われていることが必要です。

なお、これらの2つの組み合わせによる見積り方法には、それぞれの要素の見積りを表に当てはめるマトリックス法や見積りを数値で表す点数方式等があります。

- (2) (1)の実施に当たって、リスクが高いと考えられる作業について実施していること。

リスクが高いと想定される作業から優先的にリスクアセスメントの対象としていることが必要です。

過去に災害のあった作業や重大ヒヤリ・ハットが発生した作業等がその対象として考えられます。

- (3) (1)の実施に当たって、作業に従事する作業者が参加していること。

何らかの形で現場の作業者がリスクアセスメントの実施に参加していることが必要です。例えば、管理監督者が作業者の意見を聴いて実施している等です。

(4) リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減措置を行っていること。

リスクアセスメントの結果、何らかのリスク低減措置が実施されていることが必要です。

リスク低減措置には、①作業の廃止、変更などの本質的対策、②安全防護対策等の工学的対策、③作業手順書の整備、安全衛生教育等の管理的対策、④個人用保護具等の使用などがあります。

より上位の措置の実施が望まれます。

(5) 残留リスクの内容と対処方法が、掲示などの方法により、従業員に周知されていること。

何らかの形で残留リスク（低減措置を実施した後に残るリスク）の内容とその対処方法が従業員に知らされていることが必要です。

例えば、リスクアセスメントの実施記録を現場に掲示したり、作業手順書に記載したり、従業員への教育等があります。

5 安全衛生活動の実施状況

(1) 安全衛生計画が作成されていること。

様式は問いませんが、事業場として安全衛生計画が作成されていることが必要です。なお、内容等については、以下の項目で確認します。

(2) 安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。

ア 1年間で達成したい安全衛生目標

安全衛生計画の期間中に実現したい状況を安全衛生目標として具体的に設定していることが必要です。

例えば、「はさまれ、巻き込まれ危険作業の10工程全てについてリスクアセスメントを実施する」、「KY教育を全従業員に実施する」等です。このように評価できる値(例の場合、10工程、全従業員)を入れ込むとより具体的な目標になります。

イ リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定並びにその実施時期

リスクアセスメントを実施することやリスクアセスメントの結果から実施すべき事項の実施が実施時期も含めて計画に盛り込まれていることが必要です。

ウ 労働安全衛生法令、社内安全衛生規程等に基づいて実施する事項(例：作業環境測定、健康診断、定期自主検査等)及びその実施時期

法令や社内規程において、当該事業場が実施すべき事項とその実施時期(スケジュール)が安全衛生計画に盛り込まれていることが必要です。

エ 次の日常的な安全衛生活動のいずれかの実施

- (ア) 危険予知活動
- (イ) 5 S 活動
- (ウ) ヒヤリ・ハット活動
- (エ) 職場巡視
- (オ) 安全衛生改善提案活動
- (カ) 健康づくり活動

危険予知活動、5 S 活動、ヒヤリ・ハット活動、安全衛生改善提案活動、健康づくり活動（メンタルヘルスケアを含む）等の日常的な安全衛生活動又はこれらを統合した活動の実施を安全衛生計画に盛り込むことが必要です。これらの活動のうち一部のものだけを盛り込んでいても、あるいは安全衛生計画とは別にこれらの個別の活動計画等を定めていても差し支えありません。

オ 法定の安全衛生教育（例：雇入れ時の教育、新任職長教育等）の内容及びその実施時期

安全衛生計画に安全衛生教育の実施に係る事項が盛り込まれていることが必要です。別に安全衛生教育計画を作成して、そこに記載しているということでも差し支えありません。

カ 実施事項の担当部署又は担当者

安全衛生計画に実施事項の担当部署又は担当者が記載されていることが必要です。

(3) 安全衛生計画は、職場への掲示等により従業員に周知されていること。

何らかの形で安全衛生計画の内容が従業員に知らされていることが必要です。例えば、計画の掲示、回覧、個人への配付、社内 LAN 等の方法があります。

(4) 安全衛生計画の実施状況が確認されていること。

安全衛生計画の実施状況が確認されていることが必要です。この場合、安全衛生委員会等の従業員の意見も反映できる場面であることも必要です。

(5) (4)で問題点があれば、改善されていること。

安全衛生計画の実施状況に問題点があれば、その改善に向けた検討が行われていること、もしくは改善策の実施が必要です。

(6) (2)エの日常的な安全衛生活動が従業員参加により実施されていること。

安全衛生計画に盛り込まれた上記(2)エの活動が実施されていることが必要です。また、実施においては、従業員が参加していることも必要です。

6 緊急事態への対応

火災や地震などの緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置として、次のようなことが定められていること。

ア 消火、避難及び救護の方法

あらかじめ定めている消火方法、避難方法・経路・場所、救護等について確認できることが必要です。

イ 消火設備、避難設備及び救助機材の配備

あらかじめ備えている消火設備、避難設備、救助機材の配備図等について確認できることが必要です。

ウ 緊急連絡先の設定

緊急事態発生時の緊急連絡先が設定されていることが必要です。

7 労働災害発生原因の調査等

労働災害、事故等が発生した場合には、これらの原因の調査及び対策が実施されていること。

労働災害、事故等が発生した場合には、これらの原因の調査及び対策が実施されていることが必要です。なお、法令(労働安全衛生規則第96条、第97条)に該当する事故や労働災害の場合、労働基準監督署への事故報告、労働者死傷病報告が行われていることも必要です。

8 経営トップによる見直し

少なくとも1年以内に1回、経営トップによる安全衛生管理活動の全般的な見直しが行われていること。

トップ自らが労働安全衛生活動の全般的な見直しを行い、その改善等の指示を行っているか、もしくは、安全衛生スタッフ等が検討した結果を確認し、改善等の指示を出していることが必要です。

9 安全衛生活動の記録

次の事項が紙、電子媒体等で記録され、保存されていること。

ア リスクアセスメントの実施及び対策の記録

様式は問いませんが、リスクアセスメントの実施について何らかの記録が確認できることが必要です。

イ 法定の実施事項の記録（例：作業環境測定、健康診断、定期自主検査等）

法定の実施事項の実施が記録で確認できることが必要です。

なお、例についての記録は、次の条文で規定されています。

- ・ 作業環境測定：労働安全衛生法 第65条
- ・ 健康診断：労働安全衛生法 第66条の3
- ・ 定期自主検査：労働安全衛生法 第45条

ウ 日常的な安全衛生活動の実施記録

様式は問いませんが、5（2）エの日常的な安全衛生活動の実施状況について、何らかの記録が確認できることが必要です。

エ 法定の安全衛生教育（例：雇入れ時の教育、新任職長教育等）の記録

法定の安全衛生教育について、その実施の記録が確認できることが必要です。

法令では、「特別教育」の記録について労働安全衛生規則第38条に規定があります。その他の教育については、法令での定めはありません。しかし、安全衛生管理を進めていく上で教育の記録は重要です。

10 安全衛生管理活動の運用による効果

- (1) 安全衛生管理活動により、安全衛生方針の実現、安全衛生目標の達成など、先の評価時又は前年に比べ、安全衛生水準の向上が見られること。

安全衛生管理活動により、安全衛生方針の実現、安全衛生目標の達成など、先の評価時（or 前年）に比べ、安全衛生水準の向上が見られることが必要です。

その他、向上を確認する指標の例としては、「KY 活動が毎朝行われるようになった」、「ヒヤリ・ハットの提出件数が増えた」、「指差呼称が自主的に実施できるようになった」等、安全衛生活動の具体的なレベルアップがあります。

- (2) 安全衛生を経営と一体化することができ経営トップの指揮のもとに安全衛生活動が推進されていること。

トップの指揮のもと安全衛生が進められていることがわかる具体例をあげてもらうことが必要です。

例えば、「トップ自ら安全衛生計画の作成、実施、評価、改善に関与している」、「リスクの低減措置の実施をトップ自ら指揮している」等です。